

郡山市教育振興基本計画審議会

委嘱状交付式及び第1回審議会

次第

日時 令和6(2024)年7月1日(月)午後1時30分

場所 5-1-1会議室(郡山市役所 西庁舎5階)

(郡山市朝日一丁目23-7)

1 委嘱状交付式

(1) 委嘱状交付

(2) 教育長あいさつ

2 第1回審議会

(1) 開 会

(2) 会長・副会長選出

(3) 「郡山市教育振興基本計画」策定に係る諮問

(4) 議 事

ア 郡山市教育振興基本計画について

イ 専門分科会について

ウ その他

(5) そ の 他

(6) 閉 会

郡山市教育振興基本計画審議会委員名簿

(敬称略・五十音順)

No.	氏名	主な役職等
1	あべ 光浩 みつひろ	私立幼稚園・認定こども園連合会会長 学校法人小原田学園理事長
2	こくぶん 國分 球子 まりこ	NPO法人民俗芸能を継承するふくしまの会事務局長
3	すずき 鈴木 隆 たかし	郡山市家庭教育を支援する会会长
4	すずき 鈴木 由佳 ゆか	お片づけ時短コンサルタント シニアのお片づけコンサルタント
5	たかはし 高橋 信男 のぶお	郡山市PTA連合会副会長 郡山市立芳山小学校PTA会長
6	たけむら 武村 陽 よう	郡山市いじめ問題対策連絡協議会 委員 福島県弁護士会子どもの権利に関する委員会 人権救済部会長
7	たんじ 丹治 勇喜 ゆうき	株式会社エフコム R&D戦略室室長
8	つむらや 圓谷 円 まるみ	郡山市行政相談委員 学校法人吉野学園わかば幼稚園 学校心理士
9	なかた 中田 スウラ	放送大学福島学習センター所長
10	なんば 難波 和生 かずき	郡山市小学校長会副会長 郡山市立芳山小学校長
11	はこざき 箱崎 文子 あやこ	ユースカレッジ木曜クラブ
12	はしもと 橋本 勉 つとむ	福島県特別支援教育センター企画事業部長
13	むなかた 宗形 潤子 じゅんこ	福島大学大学院教職実践研究科長
14	りー りー りー 莉岩	福島県国際交流協会理事
15	わたなべ 渡辺 宗朋 むねとも	尚志高等学校副校長

郡山市教育委員会事務局職員一覧

	職名	氏名
教育長		おの よしあき 小野 義明
教育総務部	教育総務部長	やまうち けん 山内 憲
	教育総務部次長兼総務課長	わたなべ けいいち 渡辺 啓一
	教育総務部次長兼生涯学習課長	むなかた なおみ 宗形 直美
	中央公民館長兼勤労青少年ホーム館長	かたひら かずや 片平 力也
	中央図書館長	わかほい ゆたか 若穂団 豊
	美術館長	ながやま たきこ 永山 多貴子
学校教育部	学校教育部長	にへい はるよし 二瓶 元嘉
	学校教育部次長(併任)こども部次長	さとう かおり 佐藤 香
	こども部次長(併任)学校教育部次長	わたなべ ひろゆき 渡部 洋之
	学校管理課長	えんどう おさむ 遠藤 修
	学校教育推進課長	くさか あきひこ 日下 明彦
	教育研修センター所長	よしだ けいすけ 吉田 圭輔
	総合教育支援センター所長	いしい けんや 石井 研也

欠席

郡山市教育振興基本計画(第4期)の基本的な考え方

1. 計画の概要

(1) 計画策定の背景と趣旨

①概要 「郡山市教育振興基本計画」は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市における「教育振興の施策に関する基本的な計画」として位置付けられ、今後の本市教育の進むべき方向とその実現のために必要な施策等を明らかにするものである。

関係法令【教育基本法】

(教育振興基本計画)

第17条 政府は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

②対象分野 「学校教育」「生涯学習」の2分野

(2) 計画策定の必要性

- 現計画(第3期)の計画期間が、令和6(2024)年度で満了すること
- 国の「第4期教育振興基本計画」{令和5(2023)年6月16日閣議決定}が策定されたこと。

国の「第4期教育振興基本計画」とは?

教育基本法第17条第1項の規定に基づき、政府が定める計画であり、R5(2023)年度からR9(2027)年度までの5年間の計画

- 本市のまちづくりの指針となる「郡山市まちづくり基本指針(あすまちこおりやま)」が平成30(2018)年度から、令和8(2026)年度からは拡大版あすまちこおりやまがスタート

郡山市まちづくり基本指針(あすまちこおりやま)とは?

市の総合的な指針であり、平成30(2018)年度から令和7(2025)年度までの8年間を計画期間として策定する、市民や事業者も含めた郡山市全体が目指すべき将来都市構想やそのために必要な分野別の方針を示す公共計画編と、平成30年度から令和3年度までの4年間を計画期間として策定する、その将来都市構想実現のために行政が取り組むべき事業や各分野別計画などを示す行政計画編で構成される。

(3) 計画策定の方針

- 国の「第4期教育振興基本計画」の2つのコンセプト、5つの基本の方針について、本市の実情に応じ、参照する。

持続可能な社会の創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体化的に育む

【基本の方針】

- グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

ウェルビーイングとは

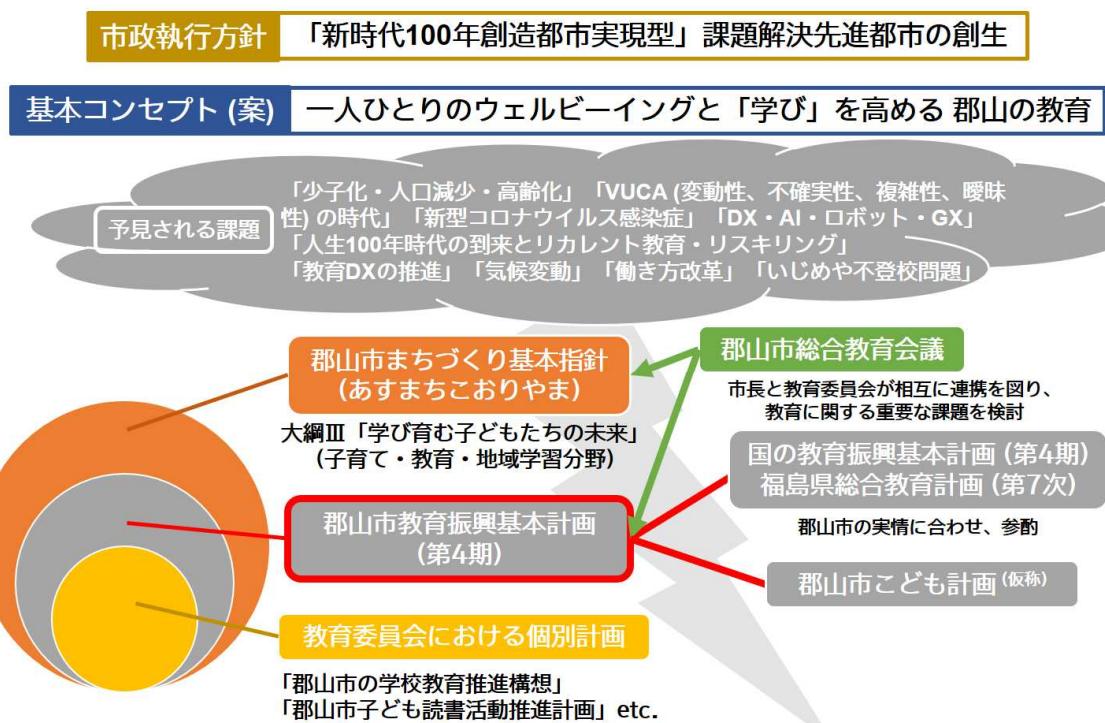
- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。



- 「郡山市まちづくり基本指針(あすまちこおりやま)」の教育にかかる基本事項(大綱や目標等)を踏まえつつ、教育委員会における最上位計画として体系的に整理する。

「郡山市まちづくり基本指針」における教育に関する大綱	
<u>大綱Ⅲ「学び育む子どもたちの未来」</u>	
III-1 人と人とがつながり、みんなで子どもたちを育むまち(乳幼児教育・家庭教育・子育て支援・少子化対策)	
III-2 笑顔があふれ、未来への夢を育むまち(青少年健全育成・子どもの安全・安心・遊び場)	
III-3 一人ひとりの個性を伸ばし、すべての子どもが輝くまち(学校教育・教育環境・高等教育連携・産学官連携)	
III-4 子どもたちが学びたいことを楽しく学び、地域で活躍できるまち(地域学習・図書館・読書活動)	
<u>大綱Ⅳ「誰もが地域で輝く未来」</u>	
IV-2 好きなこと、得意なことを学び生かせるまち(生涯学習)	

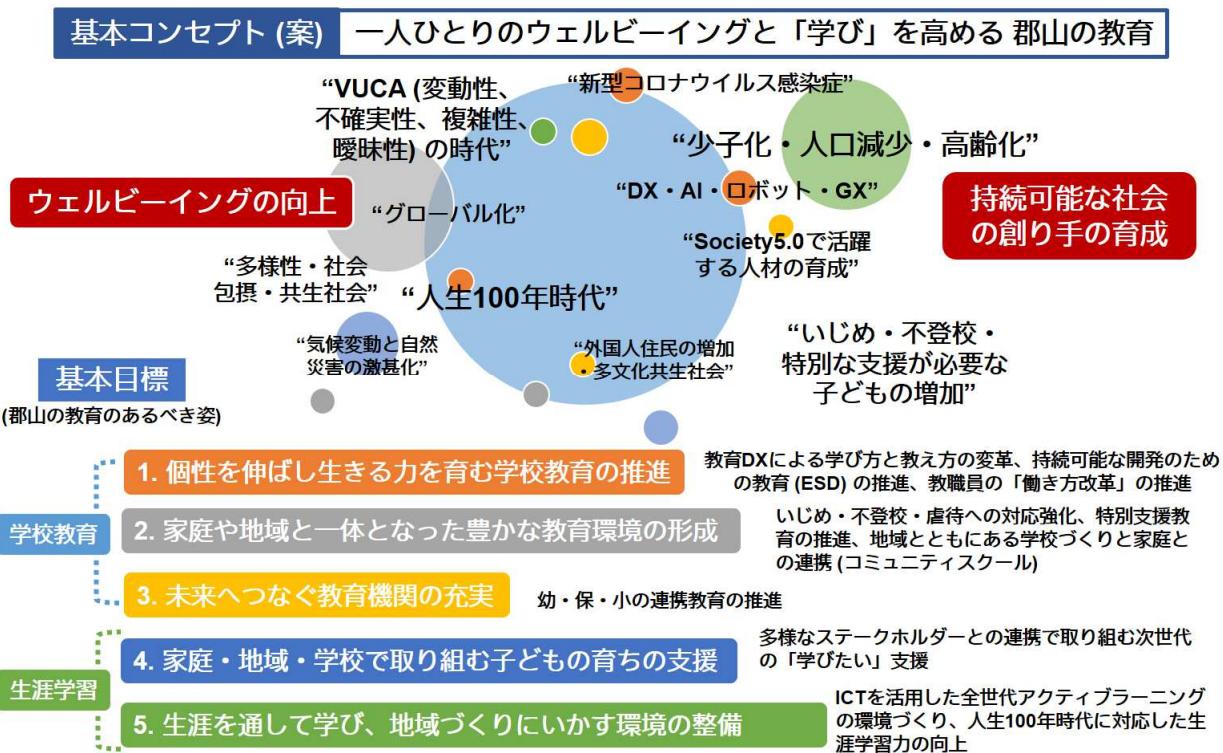
(4) 計画の位置付け



(5) 計画期間 R7(2025)年度からR11(2029)年度まで(5年間)



2. 新計画における体系図(イメージ)



3. 新計画策定のポイント(前回策定との変更点)

(1) 計画策定支援業務の導入 新規

- 審議会及び分科会の運営支援(資料作成、郡山ユースワークショップ、ウェビナーの運営支援等)、現状分析と課題整理、計画策定支援業務、計画書本編と概要版の作成を公募型プロポーザル方式により業務委託予定。
- 国の方針や全国的な動向に精通し、教育行政の知見とノウハウを有するコンサルタント会社からの支援。

(2) 教育とウェルビーイングをテーマにしたウェビナーの開催 7/1(月) 新規

- 審議会の外部ヒアリングの一環として、有識者によるオンラインセミナーを開催。
- 「ウェルビーイングを実現する教育の在り方とは?」「子どもを中心とした教職員や地域のウェルビーイングを高めるには?」等をテーマに、有識者からの知見を計画策定に取り入れる。

(3) 郡山ユースワークショップの実施 7/31(水) 新規

- 中学2年生28名(各校から代表1名)のワークショップを企画、得られた提案や意見を計画策定におけるアイディアやヒントとして活用。
- 教職課程の大学生メンター6名がグループを取りまとめ。グループワークとグループ発表により、次の100年に向けた未来の教育への提言。

4. 新計画の基本構成案

【第1章】教育を取り巻く状況(現状・課題・展望)

(1) 現計画における成果と課題、(2) 社会情勢の変化と今後の展望

現計画策定後から現在までの主な社会情勢の変化

- 新型コロナウイルス感染症の世界的な流行
- ウクライナやイスラエル及びガザ情勢など国際情勢の不安定化
- 教育DXの進展と学び方と教え方の変革
- 気候変動と激甚化する自然災害、教育インフラの老朽化
- 人口減少・高齢化の進展と社会経済の活力と水準の維持
- 人生100年時代の到来、リカレント教育とリスクリングの重要性の高まり
- 経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉えるウェルビーイングを重視
- VUCA(変動性、不確実性、複雑性、曖昧性)の時代、自らが社会を創り出す「持続可能な社会の創り手の育成」
- 教職員の多忙化となり手不足、働き方改革の推進、いじめや不登校、特別な支援を要する子どもの増加

【第2章】基本理念と基本目標(将来あるべき郡山市の教育の姿)

(1) 教育の基本理念

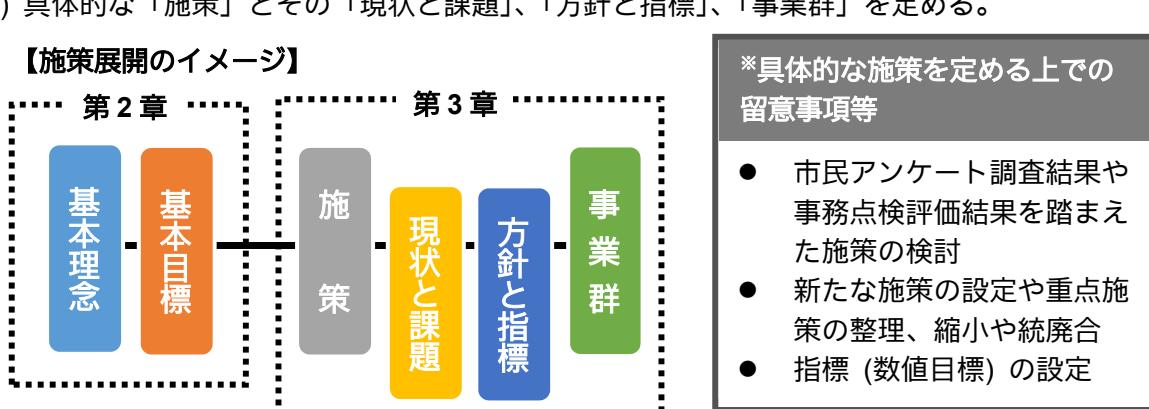
- 郡山市まちづくり基本指針の将来都市構想「新時代100年創造都市実現型」課題解決先進都市の創生」を実現するための基本理念
- 現計画の基本理念「ともに学び、ともに育み、未来を拓く教育の創造」は平成22(2009)年策定の第1期計画から引き継がれたもの

(2) 将来あるべき郡山市の教育の姿である基本目標

【第3章】施策と実施計画

(1) 施策を展開する上で必要な視点: ①SDGs、②こおりやま広域圏、③ICTの活用、④セーフコミュニティ、⑤ユニバーサルデザイン、⑥ベビーファースト等

(2) 具体的な「施策」とその「現状と課題」、「方針と指標」、「事業群」を定める。



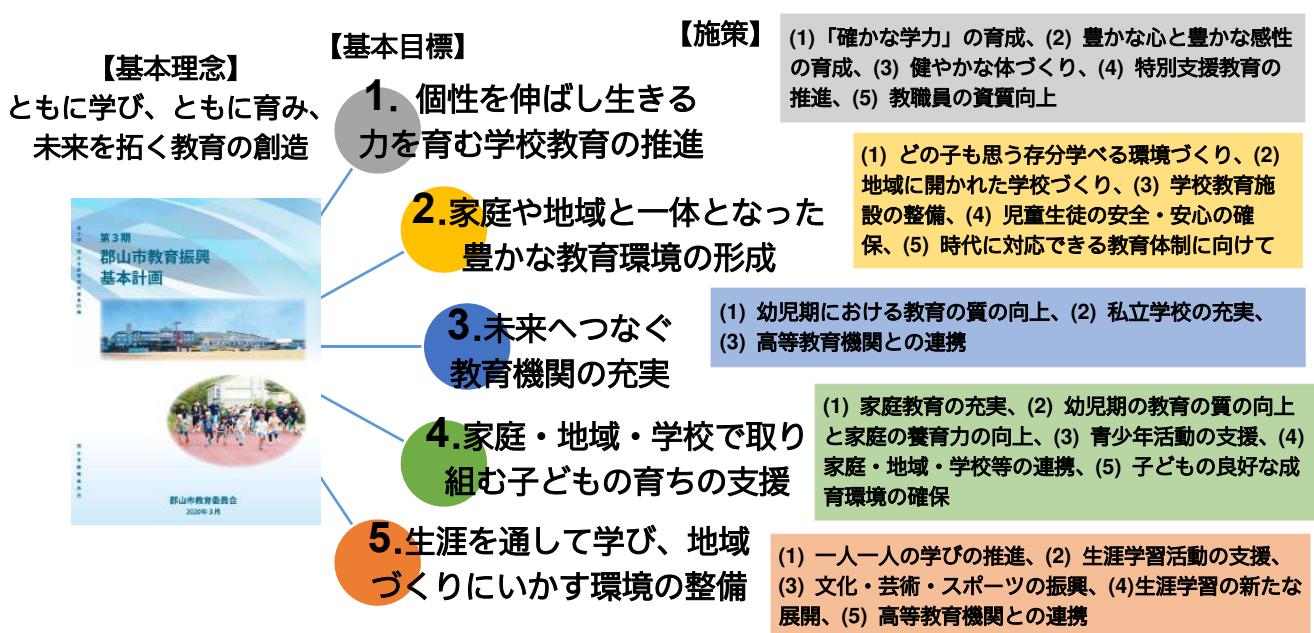
【第4章】計画の推進

(1) 計画の進捗管理、(2) 市長部局との連携・協力、(3) 学校・家庭・地域との協働、(4) 情報収集・発信

【資料編】

(1) 用語解説、(2) 市民アンケート調査結果概要、(3) 審議会概要（「教育とウェルビーイング Well-being」ウェビナー、郡山ユースワークショップ、諮詢と答申）

5. 現計画(第3期)における体系図(抜粋)



6. 策定スケジュール

R6.3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	R7.1	2	3	4
				● 審議会① 7/1(会長副会長選出、計画概要、分科会等) ウェビナー	● 分科会① 8/8・9 アンケート結果 現計画の成果、課題等	● 分科会② 9/17・18 ユース WS 報告、計画案作成 現計画の成果と課題、次期計画の施策体系	● 分科会③ 10/28・29	● 分科会④ 11/7・8 計画修正・確認	● 審議会② 11/18 計画修正・確認				→ 新計画スタート R7-11年度

※各期間は概算です。

主な活動とスケジュール：

- 審議会①**: 7/1 (会長副会長選出、計画概要、分科会等) → ワンダーランド
- 公募委員の募集** (期間未定)
- 支援業務委託** (期間未定)
- 企画提案書受付期間** (期間未定)
- 業務委託契約** (期間未定)
- 委員委嘱・諮詢**: 7/1
- ユース WS 7/31**
- アンケート調査分析 / 計画骨子及び素案の作成支援** (期間未定)
- 審議会&分科会運営支援** (期間未定)
- パブリックコメント支援** (期間未定)
- パブリックコメント** (期間未定)
- 答申**: 11/19 or 20
- 新計画スタート R7-11年度**
- 校正と製作**: 本編&概要版

○郡山市教育振興基本計画審議会条例

昭和51年3月29日

郡山市条例第29号

(設置)

第1条 本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に関して、郡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、必要な事項を審議するため、郡山市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第2条 審議会は、教育委員会が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（平成21年郡山市条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則（平成22年郡山市条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年郡山市条例第61号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○郡山市教育振興基本計画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市教育振興基本計画審議会条例（昭和51年郡山市条例第17号）第7条の規定に基づき、郡山市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 審議会に、学校教育に関する事項を審議するため第1分科会を、生涯学習に関する事項を審議するため第2分科会を置く。

2 審議会の専門分科会に属すべき委員は、審議会長（以下「会長」という。）が指名する。

3 審議会の各分科会に分科会長を置き、その分科会に属する委員の互選により定める。

4 分科会長は、その分科会の事務を掌理し、分科会の審議の経過及びその結果について会長に報告しなければならない。

5 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 分科会の会議は、会長が招集し、分科会長が議長となる。

2 分科会の会議は、その分科会の委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

4 分科会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第4条 第1分科会の庶務は学校教育推進課において、第2分科会の庶務は生涯学習課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会及び分科会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

○郡山市教育振興基本計画検討本部会設置要綱

(設置)

第1条 郡山市教育振興基本計画の策定に関して必要事項を検討することを目的として、郡山市教育振興基本計画検討本部会（以下「本部会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 本部会は、郡山市の将来に向けた教育行政についてその計画を策定するにあたり必要な事項を検討する。

(組織)

第3条 本部会は、本部長、副本部長及び会員をもって組織する。

2 本部長には教育総務部長、副本部長には学校教育部長をもって充てる。

3 会員には、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1)教育総務部総務課長

(2)生涯学習課長

(3)学校管理課長

(4)学校教育推進課長

(5)教育研修センター所長

(6)中央公民館長兼勤労青少年ホーム館長

(7)中央図書館長

(8)美術館長

(9)総合教育支援センター所長

(10)総務部総務法務課長

(11)政策開発部政策開発課長

(12)文化スポーツ部文化振興課長

(13)文化スポーツ部スポーツ振興課長

(14)こども部こども総務企画課長

(15)こども部保育課長

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は本部会を統括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

(意見の聴取)

第6条 本部長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞く

ことができる。

(検討会)

第7条 本部会に教育振興基本計画の調査・研究のために、検討会を置くことができる。

- 2 検討会に、会長及び会員を置く。
- 3 会長には教育総務部総務課長補佐をもって充てる。
- 4 会員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1)生涯学習課、総務部総務法務課、政策開発部政策開発課、文化スポーツ部文化振興課、文化スポーツ部スポーツ振興課、こども部こども総務企画課及び、こども部保育課の課長補佐、主任主査（技査）又は係長で所属長が指名する者。

(2)学校管理課、学校教育推進課、教育研修センター及び総合教育支援センターの指導主事又は管理主事で所属長が指名する者。

(3)中央公民館、中央図書館及び美術館の副館長、主任主査（技査）又は係長で所属長が指名する者。

- 5 検討会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(1)会員が検討会に出席することができないときは、当該会員に代わって、その属する所属の職員が出席することができる。

- 6 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 本部会及び検討会の庶務は、教育総務部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部会の運営に関し必要な事項は本部長が、検討会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年7月10日から施行する。

(郡山市教育委員会総合教育基本計画検討会設置要綱の廃止)

- 2 郡山市教育委員会総合教育基本計画検討会設置要綱（平成15年1月21日制定）は、廃止する。

- 3 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

- 4 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。